

(案)

【資料 1】

1 船舶管理会社の活用に関する新たな制度について  
2 (これまでの議論を踏まえた整理)  
3

4 平成29年12月19日

5 船舶管理会社の活用に関する新たな制度検討会  
6

7 1. 登録制度創設の趣旨

8 今後、内航海運が「安定的輸送の確保」「生産性向上」を目指し、  
9 安全・良質な輸送サービスを持続的に提供していくに当たり、内航海  
10 運業者は従来にも増して効率的な事業運営を意図するものと考えら  
11 れる。現状、内航海運業者は、船員の配乗・雇用管理や船舶の保守管  
12 理、運航実施管理について、高度化が求められており、こうした船舶  
13 管理に係る業務をアウトソーシングすることには、一層の効率化を  
14 追求するという側面があると考えられる。中でも、一定水準以上の船  
15 舶管理業務を提供する船舶管理会社の活用は、効率的な事業運営に  
16 資すると考えられるとともに、内航海運業者の事業基盤強化に係る  
17 方策の選択肢を広げることとなる。

18 内航海運業者が事業運営するに当たり、船舶保有者責任を保持し  
19 つつ、船員を雇用する事業者が船舶管理業務を委任する場合(船舶管  
20 理会社との船舶管理契約)、船舶保有者責任の移転を受けた契約先事  
21 業者が、船員を雇用する場合(内航海運業者(みなし内航海運業者を  
22 含む)との裸用船契約)など多様な選択肢を活用できるようになるこ  
23 とは、内航海運の発展や、内航海運業者の事業基盤の強化に繋がると  
24 ともに、大きなメリットをもたらすと考えられる。

25 こうしたメリットの深化、広範化の一つのツールとして、船舶管理  
26 会社の登録制度を設け、船舶管理会社の業務の情報や品質を「見える  
27 化」することにより、登録を受けた船舶管理会社の業務の品質の向  
28 上、安全品質の高い船舶管理業務の安定的かつ継続的な実施を確保  
29 することとする。  
30

31 2. 登録の対象範囲

32 本登録制度における船舶管理業務の内容は、船舶管理業務の実態

1 等を踏まえ、船員を雇用し、管理する船舶に配乗等する業務である  
2 「船員配乗・雇用管理」、管理する船舶の堪航性を維持する業務であ  
3 る「船舶保守管理」、及び配乗する船員を通じて管理する船舶の運航  
4 実施を管理する業務である「船舶運航実施管理」の3つを対象とす  
5 る。

6 特に、3つの業務を一括して行い、一定水準以上の船舶管理業務を  
7 提供する登録船舶管理事業者が増加することにより、船舶管理業務  
8 全体の質が高まるとともに、登録船舶管理事業者による集約的な管  
9 理が行われることにより、船舶管理業務に係る内航海運業者の負担  
10 を減らすことが可能となる。このため、3つの業務を一括して実施す  
11 る者を「第一種登録船舶管理事業者」として登録の対象とすることと  
12 する。また、内航海運業者の様々な需要に対応するため、保守費用の  
13 効率化の観点から、船舶保守管理業務に係る船舶の入渠時等の業務  
14 のみを実施する者を「第二種登録船舶管理事業者」とすることとす  
15 る。

16 なお、内航海運では、船舶毎に用船契約や船舶管理契約を締結する  
17 ことが一般的であることから、ある登録船舶管理事業者が、船舶によ  
18 り異なる立場（第一種登録船舶管理事業者又は第二種登録船舶管理  
19 事業者）であることが起こりうるが、登録要件等を踏まえ、第一種登  
20 録を受けた事業者は、第二種登録船舶管理事業者としての業務を行  
21 うことも可能とする。

22

### 23 3. 登録制度の仕組み

24 (1) 船舶管理業務を営もうとする者は、国土交通省に備える登録簿  
25 に登録ができることとする。

26

27 (2) 船舶管理会社の登録に当たっては、人的要件や業務遂行能力な  
28 どの登録要件を設けるとともに、登録船舶管理事業者は、船舶管理  
29 業務に当たって、一定の事項を遵守することとする。これらの事項  
30 には、船舶管理業務に関する規程の作成、契約先の相手方や組織内  
31 の円滑なコミュニケーションの実施等を盛り込むこととする。ま  
32 た、登録船舶管理事業者は、業務に係る年次報告をすることとす

1 　　る。

2  
3 　　(3) 国土交通大臣は、登録船舶管理事業者が適切な業務運営を行う  
4 　　ため、必要な指導、助言及び勧告をすることができることとする。  
5 　　また、登録船舶管理事業者が行う船舶管理業務に関して不正又は  
6 　　著しく不当な行為をした場合等においては、登録を抹消すること  
7 　　ができることとする。この場合、一定期間は、再登録ができないも  
8 　　のとする(業務に関して他の法令に違反する行為や(2)の事項が  
9 　　遵守されない場合などを想定)。

10  
11 　　(4) 登録の有効期間を設け、その更新時には自己及び第三者による  
12 　　船舶管理業務に関する評価を実施することとする。なお、有効期間  
13 　　については、最初の登録期間と更新の登録期間とに関し、安全品質  
14 　　の確保や遵守事項を踏まえて検討の上、制度設計することとする。

#### 15 16 　　4. 登録制度の位置づけ

17 　　本登録制度は、一定水準以上の船舶管理業務の質を有する者を、  
18 　　「見える化」するものとして位置づける。

19 　　登録制度に基づく情報の公表、指導等により、登録を受けた船舶管  
20 　　理事業者は、適正に業務を遂行することを求められる。これにより、  
21 　　登録船舶管理事業者は、一定水準以上の業務の質を有するものと位  
22 　　置付けられることから、内航海運業者が船舶管理契約を締結しよう  
23 　　とする際に、船舶管理会社の管理水準の把握が容易となると考えら  
24 　　れる。

25 　　船舶管理契約の締結や船舶管理会社の活用が十分に進んではいな  
26 　　い現状を踏まえ、このような位置づけの登録制度を創設するに当た  
27 　　っては、柔軟な制度運用を可能とする枠組みとしての告示による任  
28 　　意の制度が、創設の趣旨に資すると考えられる。

#### 29 30 　　5. 登録制度の効果

31 　　登録制度の創設により、以下のような効果が期待される。

32 　　(1) 登録船舶管理事業者の情報は公表されることから、内航海運業  
33 　　者は、当該情報を船舶管理会社選択の判断材料として活用できる。

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20  
21  
22  
23  
24  
25  
26  
27

(2) 内航海運業者による、登録を受けた優良な船舶管理会社の活用が進むことで、適正な船舶管理業務の遂行が内航海運業において広く普及することが期待される。

(3) 登録を受けた船舶管理会社の社会的認識度が高まるとともに、内航海運業における船舶管理業務の健全な発展が期待される。

## 6. 船舶管理業務適正化に向けた制度構築の課題と当面の方針

### (1) 登録制度の周知について

登録船舶管理事業者及び内航海運業者に対して、登録制度の導入により登録船舶管理事業者に遵守が求められる事項の周知や、船舶管理契約と用船契約における契約形態や責任関係の相違等の理解の醸成について、継続的に取り組む必要がある。

### (2) 登録の促進及び内航海運業の活性化について

内航海運業者が登録船舶管理事業者を活用する場合のインセンティブの設定等の登録を促進するための取組みをはじめ、内航海運業の活性化に資する事業環境の整備を図ることが重要である。

### (3) 評価制度の具体化

安全品質の高い船舶管理業務の安定的かつ継続的な実施を確保するため、「3.登録制度の仕組み」の(4)のとおり、登録船舶管理事業者は、登録を受けた業務を適切に遂行しているかどうかについて、一定期間後、自己及び第三者による評価を実施することとする。当該評価の評価事項や運用方法等の具体的内容については、今後、検討を進める必要がある。